

会 議	総 務 教 育 委 員 会 会 議 録
日 時	令和5年3月17日（金曜日） 開会 午前 9時04分 閉会 午前10時10分 散会 午前10時11分
場 所	第2委員会室
出 席 委 員	委員長 杉 浦 あきら 副委員長 廣 野 房 男 笹 野 康 男 水 野 千代子 鈴 木 久 夫 都 築 幸 夫 石 原 昇 (議長 足 立 初 雄)
欠 席 委 員	なし
傍 聴 者	稲吉照夫議員 岩本知帆議員 藤江 徹議員 田境 毅議員 丸山千代子議員
説明のため会議 に出席した者	町 長 成 瀬 敦 副 町 長 大 竹 広 行 総 務 部 長 志 賀 光 浩 人 事 秘 書 課 長 山 川 真 知 子
議会事務局職員	局長補佐 斎 藤 久美子
議 に 付 し た 案 件	第5号議案 幸田町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等 に関する条例の制定について 第6号議案 幸田町職員の降給に関する条例の制定について 第7号議案 幸田町職員の定年等に関する条例の一部改正について 第8号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について 陳情第1号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集 金を自粛するよう求める陳情

委員長 皆さん、おはようございます。

最近朝夕の寒さは和らぎ、日中の気温は20度ぐらいになる日も現れるようになりました。町内の菜桜が咲き始め、皆様が楽しみにしている花見の時期になりました。

委員各位には何かと御多忙のところ、早朝より御出席いただき、ありがとうございます。本日は議案4件、陳情1件でありますので、慎重な審議をお願いいたします。

開会に先立ち、町長から挨拶をお願いいたします。

町長。

町長 皆さん、おはようございます。

委員長様からお話がありましたように、中央公園の菜桜もとても見ばえがあるということでございます。また、これから桜のシーズンということで、3月の終わりから4月にかけて、中央公園そして幸田文化公園ですかね、そちらのほうの桜も観光客が多く訪れるんじゃないかなと思っております。しだれ桜まつりにつきましても、予定どおり行われていくんじゃないかなというふうに思っております。

特に中央公園につきましては、昨日の福祉産建でも話をさせていただきましたけれども、夜に私も歩きましたけれども、ある程度遅くまでジョギングされても、区間ごとにトーチといいますか、足元から照らすものが付いておりまして、結構夜まで安心して1周歩けるんじゃないかなと思っております。

外をめぐるコースが1周536メートルでありまして、グラウンドの中をやるのが、マラソンにちょっとゆかりをちなんで1周が約421.95メートルということで、これはマラソンの42.195キロの100分の1であるということで、100周歩いていただくとフルマラソンをしたことになるということでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

これも同じ話を福祉産建で言わせていただきましたけれども、幸田中央公園の桜以外の文化公園の桜については、本当に地元の方、特に芦谷・荻区の方がしだれ桜というものを長年にわたりまして植栽されまして、今の観光地として成立しておるものがございますけれども、要はその10年以上にわたりまして、しだれ桜まつり保存会の会長さんを務めておられました早川さんが亡くなられたということで、今日葬儀があるということで、大変残念なことでありますけれども、そういった町民の皆さん方のたくさんのお力で、今このような観光地になってきておるということ、改めて感謝とお悔やみを申し上げたいと思っております。

もう一個すみません、防災の関係であります。区長会が一昨日あったときに、区長会の中で、今回の野場、須美の2件の火事に対するタウンメールの情報提供について、ちょっと私共のミスだと思いますけれども、消防団の出動から鎮火までですかね、そのストーリーに対するタウンメール情報が意外と欠けておったということで、いつ消えたんだというようなことを、特に地元の区長さん等々も早く知りたかったんですけども、ということがありまして、消防庁のほうからも私のほうからも、タウンメール情報がしっかり届いていなかったということで改めて御指摘を区長さんからいただきまして、おわびを申し上げたということでございますので、よろしくお願ひします。

では本日は、4件の付託されました議案の慎重審議をよろしくお願ひしますと共に、今日、総務部長は最後の委員会のお務めということもありますので、皆さんしっかり回

答できる準備をしておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務教育委員会を開会いたします。

開会 午前 9時04分

委員長 これより議事に入ります。

さきの定例会本会議において本委員会に付託された案件の審議を行います。

初めに、第5号議案 幸田町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、特に補足説明がありましたらお願いいたします。

人事秘書課長。

人事秘書課長 それでは、人事秘書課から第5号議案につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては9ページから12ページ、議案関係資料につきましては9ページから22ページ、また議案説明会資料につきましては1ページと2ページとなっておりますので、併せて御参照ください。

第5号議案 幸田町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてであります。

補足説明といたしましては、議案質疑における総務部長の答弁でも申し上げましたが、今回の定年引上げの制度の導入及び地方公務員法の改正などのように、一定の事実の発生や法令の制定改廃に伴って、二つ以上の条例を改廃する必要がある場合は、一つの一部改正条例の本則で、条立てにより関係条例の改廃を行う、という例規上のルールにのっとって、8本の条例をまとめて改廃するものでございます。

その上で、特に改正事項が多く、附則において規定する内容の多い、幸田町職員の定年等に関する条例及び幸田町職員の給与に関する条例の2本を、その他の条例と分けて、それぞれ個別に改正することといたしました。

また、議案の提案順については、特に統一された取扱いがあるわけではないため、既に12月議会までに条例改正を済ませた近隣の岡崎市、西尾市において、整備条例が最初に提案されていたこともあり、それを参考に、今回、第5号議案として整備条例を最初にいたしました。

しかし、議案質疑におきまして、丸山議員からの御指摘にもありましたように、確かに定年条例を最初に提案したほうが御理解いただきやすかったかもしれないと思っております。

整備条例1本とせず、定年条例と給与条例を分けましたのは、分かりやすくするためではございましたが、今後は議案が提案順に審議されることもより意識し、一層委員の皆様にとり、分かりやすく理解しやすい形での議案の作成に努めたいと考えております。

最後に、この条例でまとめて改正する8本の条例につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、引用している条項の条ずれを改めるものや、これまでの再任用制度から、定年前再任用短時間勤務制に変わることに伴う字句の整備、その他、現行の制度との整合性を図る改正が主でございます。

補足説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。

12番、水野君。

12番水野千代子君 補足説明もよく分かりました。本当にありがとうございます。

何でこの8本の条例の整備が一番初めに来たかということも理解をさせていただきました。その中でちょっと私が文言を読んでもなかなか理解できないところがあるので教えていただきたいと思うのは、整備等の概要の④番の中のイのところですか。

これ、大体のおおよそは分かるんですが、例えば具体的な例を出していただけると分かりやすいかなというふうに思うわけでありますので、ちょっと具体的な例、こういう職員がこうなったときにこうなるという、そういう具体的な例をちょっと教えていただけるとありがたいです。お願いします。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 水野委員がおっしゃいます、議案説明会資料1ページの2の整備等の概要についての(4)幸田町公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正の関係で、イの項目の御説明ということだと思います。

こちらにつきましては、公益的法人等へ派遣をすることができない職員について定める規定でございますが、このイで説明をしている職員というのが、後に御審議をお願いいたします、定年等に関する条例第9条、具体的には議案関係資料の29ページの新旧対照表を御覧いただきますと、28ページの終わりのところから第9条の規定がございまして、29ページに入ったところに(1)から(3)、第1号から第3号ということで三つ挙げられておりますが、必要があって役職定年をさせないことができる、その事由についての規定になります。

具体的に事例を申し上げますと、例えば職員の交代が職務の遂行上重大な障害となる、国レベルで言いますと万博ですとか、国体ですとか、そのような特別なプロジェクトの推進にあたっている、そのような重い役割を務めているような場合ですとか、本町には該当しませんが、高度の知識・技能を、必要とする職種、例えばお医者様ですとか歯医者様ですとか、あとこちらでも幸田町では該当することはないかと思いますが、勤務の環境、勤務条件に特殊性がある、例えば山間地とか離島僻地などのお務めなどの場合に、必要がある場合、60歳の役職定年をさせずに、そのままその職に引き続きつかせることができるという規定を、この定年条例の第9条で規定をしているんですが、そのような職員については、必要があるから、そのような役職に引き続きとどまらせるということで、そういう必要がある職員を外部の公益的法人へ派遣するということはあり得ないという、必要があって中に残すので、中で管理職として残すので、外へ出すことはしてはいけないという、そういった意味合いの改正が、この公益的

人の改正になります。

委員長 12番、水野君。

12番水野千代子君 大体、おおよそ分かりました。

要するに幸田町では対象ではないけれども、特殊な、医師とか歯医者さんとか、あと山間部の有無だとか、そういう人を派遣してはならないということですね。

要するに、町の職員では、今のところは対象はいないということでは理解してよろしいでしょうか。こういうふうに条例としては当然うたわなければいけないけれども、今後一応、町の職員では対象がないというふうで理解させていただいてよろしいのでしょうか。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 先ほど申し上げた三つの種類のうち、後半二つ、お医者様の関係ですとか、あと勤務環境による場合、こちらにつきましては今のところ該当はないかと思われませんが、一つ目に申し上げた、職務の遂行上、例えば重たい役割を占めている、大きなプロジェクトにあたっているというような場合というのは、幸田町としても全く可能性がないわけではないかもしれないので。

全く幸田町に関係のない規定とは言い切れないとは思いますが、現時点では想定はしていませんが、可能性はあるかと思えます。

委員長 12番、水野君。

12番水野千代子君 分かりました。幸田町の条例ですので、絶対関係ないということは今後もないということで理解させていただきました。

本当にこれからも、町として伸びる幸田町でございますので、やはりこういう大きなプロジェクトが出てくる可能性は確かにあるというふうに思えますので、分かりました、理解をさせていただきました。ありがとうございます。

委員長 ほかにありませんか。

13番、笹野君。

13番笹野康男君 私、今の関係で聞きたいのは、今、幸田町の中でも特殊的に調整監というのがありますよね。その関係で、例えば特任ですよ、重要な事業を福祉課ではできない部分を建設でやると、そういう部分で、その方をどういう形で残していくか、残して幸田町のために大きな事業をやっていくということにも絡んでくるのかなという部分は、どういう形で今後されていかれるのかなと。

ひょっとしたらできていくのかな、そういう形で、特殊な事業に関して、専門性を持った方をお願いをしていくということに関しては、そういうことが起こり得るのかなというふうに思うわけですよ。幸田町ではあり得ると、こうおっしゃるんですけども、どうなのでしょう。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 先ほど水野委員からの御質問にもお答えさせていただきましたが、確かにこのような重要なプロジェクトですとか、役割を占める職員につきましては、管理職に引き続きとどまらせるという可能性はあるかと思えます。

今回、ちょっと特定の職員についての御質問ですので、人事の関係もございまして、

具体的な詳細については申し上げることはできませんが、町として、役職にとどまらせてでも、引き続き残す必要があると思われる場合につきましては、それは町として判断をして、規定がございますので、できるという規定があれば考えることは、可能性としてはゼロではないかと思えますけれども、その特定の職員の件につきましては、申し訳ございません、ということになります。よろしくお願いいたします。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論につきましては、本会議で行っていただくこととし、委員会では省略させていただきます。

それでは、採決いたします。

第5号議案 幸田町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、第5号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第6号議案 幸田町職員の降給に関する条例の制定についてを議題といたします。

特に補足説明がありましたらお願いいたします。

人事秘書課長。

人事秘書課長 それでは第6号議案につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては13ページから16ページ、議案関係資料につきましては23ページ、議案説明会資料につきましては3ページ、4ページとなっておりますので、併せて御参照ください。

第6号議案 幸田町職員の降給に関する条例の制定についてであります。

補足説明といたしましては、今回、定年引き上げの制度を導入することに伴い、60歳到達後の最初の4月1日に管理監督職であった職員については、いわゆる役職定年で降格をし、また管理監督職以外の職員も含め、原則全ての職員について、給料の7割措置が導入されます。

地方公務員法第27条第2項では、条例の規定による事由でなければ、その意に反して降給されることがないと規定されておりますが、定年引上げに伴う降給は、この意に反する降給に当たることから、この条例を制定する必要があるということでございます。

この条例の第2条では、降給の種類として、先ほど申し上げた60歳町職員の役職定年に伴う降給のほかに、職務の級を下げる降格と、同じ級の中で号級を下げる降号についても、併せて規定をしております。

本町におきましては、この降給条例がなかったため、これまで意に反する降給をすることができず、そのため、人事評価を分限に活用しておりませんでした。今回この条例を制定することにより、それが可能になり、国家公務員の降給制度との均衡を図

ることができるということになります。

ただ、この降格・降号については、人事評価が低かったら直ちにするというわけではございません。全体の評号がAからEまでのうち、一番下のE評価であった人について、指導などを行ったにも関わらず、勤務実績が良くない状態が改善されないような場合で、必要があると認められるときに行われるものでございます。

補足説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。

12番、水野君。

12番水野千代子君 すみません、また一つだけお願いをいたします。

議案の説明会資料の中の3ページのところの(2)のイのところについてお伺いをいたします。

医師の2名によって心身の故障があると診断され、というように書いてあります。要するに、2人の医師から診断をされて、診断書が出されないということがいけないということで、出されてから処分するということだというふうに思うんですが、その次のページのところの(5)、上から3行目ですかね、職員は、(2)イに規定する受診命令を受けた場合は従わなければならないと、一応は条例ではうたっているわけですが、この条例に従わなかった、要するにその医師の2人も診断を受けていない、1人だけ受けてそれでよしとしているだとか、そういう条例に従わなかった職員に対しては、どういう形でこの降格というんですかね、なっていくのかなというふうに思うんですが、その辺についてもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 水野委員おっしゃいます場合についてなんですけれども、このような場合は、こちらの想定としては出勤することができないような状況であろうかと推測をいたします。

そのような場合に、診断書によって、病気休暇・休職などの取扱いはさせていただくかと思えますけれども、形が整わなければ、この条例の適用をすることはできませんので、あくまでも従わなければならないという規定はございますが、協力を呼びかけ続けるということになろうかと思えます。

委員長 12番、水野君。

12番水野千代子君 それしかないかなというふうに思っていますが、議員の場合はいろんな条例があって、この前、国会議員の参議院議員のガーシーさんですかね、登庁をしていなかったということで、議員の除名ですかね、外されたということで出ておりました。

ということは職員の場合は、この場合、この条例の場合は、従ってくださいということをお願いはするけども、それ以上のことは突き進めないということで理解してよろしいんでしょうかね。出なければ出ないでそのまま、そのままということはないんでしょうけれども、それについてはどんなものなんでしょうか。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 あまりあってほしくない事例ではございますけれども、例えば休職で、休職は上限3年という規定になっておりますけれども、その期間を超えて、それでも職務を行うことができないような場合につきましては、職員の懲戒審査委員会というようなものを開きまして、分限の処分というような形を行ってまいることにもなる可能性はあるかというふうに考えます。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第6号議案 幸田町職員の降給に関する条例の制定についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、第6号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第7号議案 幸田町職員の定年等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

特に補足説明がありましたらお願いいたします。

人事秘書課長。

人事秘書課長 それでは、第7号議案につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては17ページから28ページ、議案関係資料につきましては、24ページから38ページ、議案説明会資料につきましては5ページ、6ページとなっております。また、質疑事前要求資料につきましても、併せて御参照ください。

第7号議案 幸田町職員の定年等に関する条例の一部改正についてであります。

補足説明といたしましては、これまで主に職員の定年年齢についてのみ規定をしていたこの条例でございますが、このたび条例を第1章から第5章までの章立てとし、定年年齢等に関する規定のほかに、新たに今回の定年引上げで導入される管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の規定についてを第3章で規定し、また第4章では、定年前再任用短時間勤務制について規定することといたしました。

また、60歳に達する前年度には、60歳以後の任用や給与に関する措置の内容について必要な情報提供を行い、60歳以後の勤務の意思確認を行うように努めることといたします。

また国家公務員同様に、段階的に定年を引き上げる旨を附則で規定し、それに伴い、定年の引上げが完了するまでの間、これまでの再任用職員と同じ仕組みで任用する再任用職員について、暫定再任用職員ということで、こちらも併せて附則で規定を設けております。

今後についてですが、質疑事前要求資料を御覧いただきますと、定年年齢が同じであれば、毎年、定年退職者が発生するところ、1年定年を引き上げることにより、定年退職者は2年に一度しか発生しないこととなります。言い換えると、定年を1年、1歳引き上げるために2年かかるということとなります。

令和5年度に60歳に達する昭和38年度生まれの職員から、順に定年年齢を1歳ずつ引上げ、初めて65歳で定年退職となるのは、昭和42年度生まれの職員となり、今から10年後の令和14年度末に、65歳で定年退職ということになります。

今後もこれまで同様、定年前に退職する職員も少なからずいると考えられますが、定年が引き上げられることに伴い、単純に考えて、5年分、職員の層が厚くなる、職員が増えると考えられ、その結果、職員定数にも余裕がなくなることも想定されます。

その一方で、将来的な年齢構成のバランスを考えますと、一定の新規採用は常に必要だと思いますので、今後、段階的に定年年齢を引き上げる10年間につきましては、必要に応じ定数条例の改正による一時的な定員の調整の可能性も視野に入れつつ、慎重に検討をしてみたいと考えております。

最後に、今後の課題といたしまして、60歳を超えた職員のこれまで身に付けてこられた多様な知識や経験を積極的に活用するため、個々の職員の特長や意向に応じた、また、本人のモチベーションを維持しながら、組織への貢献力を高めるための人事管理が必要だと考えております。

試行錯誤にはなっていますが、現場の声と高齢期職員の意向を確認の上、スムーズな制度の導入に努めてまいりたいと考えております。

以上が補足説明でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。

12番、水野君。

12番水野千代子君 議案説明会資料の6ページのところの5番の最後のほうですが、(5)の最後のほうですが、今、説明のあったところもございしますが、役職定年に入る1年前のところに情報提供をきちんとするというところで、意思確認なんかするというところで、そこで必要な情報を提供すると共に、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するというところで、これはやられていくのかなと思うわけですが、例えば意思を確認して、意思がそのまま通っていくものなのか、意思だけ聞いて、ある程度、私はこういうふうに思っているとんでも、なかなかそれがうまく合わない場合もあるのかも分かりませんが、できるだけ、これは意思を確認するように努めて、意思をその意向に沿っていくというのか、そういうものも入っているというふうに理解していいのか、お伺いをしたいなというふうに思います。

本当に多様な知識だとか、経験豊富な知識を持っておられるので、自分としては、ここにおりたいということも意思を表明されるかもしれませんが、その辺についての評価というのか、お考えというんですか、それはどんなものなのかお聞かせ願いたいと思います。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 60歳を超えた職員の働き方としては、そのままフルタイムで職員として役職定年をしながら、65歳まで働き続けるか、あるいは再任用職員として、65歳まで働く、あるいは退職をして、役場以外のところで過ごされる、その3種類に大きく分けてあるかと思えます。

まず職員として引き続き、フルタイムでお勤めをされるということについては、意向を聞くだけで、そのまま何の手続もなく、そのまま正規としてお勤めいただけますので、問題ないかと思えます。

また再任用職員につきましては、お申出をいただ、人事評価などの評価も踏まえながら、任用をするかの決定はいたしますが、意向なども伺いながら、できるだけ意向に沿った取扱いをしてまいりたいと考えておりますし、これまでも再任用の申出をされた方については、そのようにしてまいったところがございます。

退職をされるということも、退職ももう願いが出てくれば、その意向は基本的には通すものでございますので、この意向の確認は定年管理ですとか、そういったものの参考にもなるということでさせていただきますが、基本的には御本人の御意向に精いっぱい沿う形で進めてまいりたいと考えております。

委員長 ほかにありませんか。

4番、鈴木君。

4番鈴木久夫君 今回、定年は5年最大、順次やられると思うんですけども、定年というところになると、退職金というのが付いて回ってくる。それで僕の知っている限りでは、大分減額されてきたんじゃないかなと思っておるんですけども、例えば10年前と今現在、ちょうど総務部長、辞められるけれども、どのぐらいになってしまったのか。

また、もう一つは、定年が延長することによっての在職期間、この間の質疑では60歳のマックスのときで計算と言われたけれども、5年延長すると在職期間は5年、35年の人は40年という、そういう計算になると少しでも、退職金の計算はちょっと上がるのかなと思うんですよね。

だからその辺は、ちょっと有利になるのかなと思うんだけど、今その退職金は、今後また減っていく可能性があるのか、もう打ち止めになるのか、僕には直接関係ないけれども、ちょっと情報として知りたいなと思って、お願いします。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 まず一つ目の御質問の10年前と比較してどうかということですが、申し訳ございません、ちょっとそのような数字は持っておりません。ただ手元にある資料で、平成31年以降は支給率変わっておりませんので、ここ5年ぐらいは変わっていないかと思えます。

それで在職年数が増えると退職金が変わってくるかということですが、退職金の算定には、年数ではなく支給率というものを使わせていただいております、その支給率は、在職35年を超えますともう一定になりますので、中途で入ってこられて年数がちょっと少ないような方につきましては、たくさんお勤めいただくと、まだ支給率が上がることがあるのかもしれないですが、大学を卒業して入られたとか、そういった方につきましては、退職のタイミングではもう在職35年を超えていらっしゃると思いますので、退職金の金額は、基本的には変わらないと。

その後、年金の制度がどうなるかは分からないので、60歳の時点から65歳の間に、年金の制度自体が見直しがされてしまうと、下がるとかそういったことはあるかもしれ

ませんが、支給率は一定ということになっております。

それで今後の年金制度の動向につきましては、こちらもちよつと専門ではございませんので、情報持っておりません。申し訳ございません。

委員長 4番、鈴木君。

4番鈴木久夫君 退職金、自分の経験からいくと多分かなり減らされて、数百万円ぐらい減っているのかなど、気の毒な気持ちになりますけれども、年数加算35年で打止めということは、退職金に関しては、定年延長になってもメリットがないということで、むしろもらえるのが後になっちゃうわけですね。

なので、金額は同じで、利息だけ損だなというふうになってしまうわけで、分かりました。すみません。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第7号議案 幸田町職員の定年等に関する条例の一部改正についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、第7号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第8号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

特に補足説明がありましたらお願いいたします。

人事秘書課長。

人事秘書課長 それでは、第8号議案につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては29ページから34ページ、議案関係資料につきましては39ページから49ページ、議案説明会資料につきましては7ページ、8ページとなっておりますので、併せて御参照ください。

第8号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

補足説明といたしましては、定年引き上げの導入に伴い、国家公務員について国家公務員の給与法が改正され、60歳を超える職員の給料をそれまでの7割措置とすることとされました。

この7割水準につきましては、現時点の民間企業における高齢期雇用の実情を考慮し、全国の民間企業を対象とした調査の結果を踏まえ、再雇用の従業員を含む正社員全体の給与水準を広く参考にして設定されたもので、地方公務員における60歳超の職員の給与月額についても、条例において、国家公務員の取扱いに準じて必要な措置を講じられたいとの国からの強い意向が示されております。

この7割水準ですが、具体的には24万円から30万円ほどの額と試算しておりまして、ぜいたくはできないかもしれませんが、生活することは可能な水準であると考えております。

また、参考といたしまして、先ほどの御質問にもございましたが、条例の規定事項ではございませんが、退職手当の算定につきましては、退職手当の算定基礎となる給与月額について、60歳における減額前の給与月額を用いる、いわゆるピーク時特例の対象とすることとされており、また60歳を超えて退職する職員については、非違によることなく退職した場合は、定年退職と同率の支給率を用いることとされております。

これにより、途中で年金の支給率の見直しがなければという前提にはなりますが、60歳以降はどのタイミングで退職されても、退職手当は同じ額になるということになります。

これらの事項につきましては、本町が所属しております愛知県市町村職員退職手当組合において、既に条例改正がされております。

以上が補足説明でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。ありませんか。

3番、都築君。

3番都築幸夫君 ちょっと細かいことになりましたが、少し確認させていただきます。

7割という給料で、私、7割だったらすごい、10年前ですね、非常に、県庁に勤めていて延長で働いたんですけれども、そのときに大体5割だったんですね。その後、大分上がっていったんですかね。僕はすごい高いなと思ったんです、今、全国の民間調べられたというのは、だんだん上昇してきたのか、ちょっとその辺をまずちょっとお伺いしたいんですが。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 そちらの水準の決定につきましては、人事院におきまして、民間の給与の実態を調査する、職種別民間給与実態調査というものを行っております、その結果も踏まえ、総合的に判断をされた水準となっておりますので、もしかして委員が退職された頃よりも、高齢期の職員に対する給与が割合として、多めに支払われている状況に変わってきているのかもしれないと、これは推測でございますが、状況が変わってきているのかもしれないと。よろしく願いいたします。

委員長 3番、都築君。

3番都築幸夫君 それからもう1点だけ、当然ボーナスというのはあるんですよね。民間ではボーナス、公務員だとボーナスとは言わないかもしれないですけども、特殊手当ですか、あるんですか、それだけちょっとお伺いしたい。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 役職定年なり、7割措置を受ける職員といえますのは、正規の職員でございますので、普通の60歳前の職員と同じように、期末勤勉手当はございます。

また、再任用職員につきましても、期末勤勉手当は支給をしております。よろしく願いいたします。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第8号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、第8号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

これをもって、町長提出議案の審議は終了しました。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

町長 ただいま付託されました四つの議案について慎重審議ありがとうございました。

様々な人事管理上の条例等、審議いただく中で、今後の管理運用については適正な形で進めてまいりたいと思っております。

4月、本当に新しい人が動くということで、いろんな新聞でも新しい人事が出ておまして、年度末から、また新しく新年度を迎えるにあたりまして、人の動きが激しくなるということで、交通安全等様々なところに御配慮をいただき、また私共もしっかり啓発しながら、新年度を迎えると共に、年度末の新開設業務についても管理運営については徹底したいと思っております。慎重審議をありがとうございました。

委員長 ありがとうございます。

ここで、10分間休憩といたします。理事者は退席をお願いいたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時55分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここからは、陳情の審議を行います。

陳情者の朗読は、全文でなく、件名、陳情者名、陳情の趣旨につきまして、副委員長に読み上げていただきます。

なお、陳情者の住所等を公開することについては、本人から承諾を得ています。

陳情第1号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情を議題といたします。

それでは、副委員長、お願いいたします。

副委員長 陳情第1号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情。

陳情者は、岡崎市柱曙1丁目2番地、ユニオンハイツ岡崎312、長田善太郎氏初め2名であります。

陳情項目については、「住民の不安を解消するために、庁舎内管理規則に定められている禁止事項、庁舎内販売等の規則を遵守し、住民の大切な個人情報を預かる執務室内に許可なく立ち入り、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が行われないようにしてください。」を初め、5項目であります。

以上です。

委員長 ありがとうございました。

朗読は終わりました。

意見などありましたら、お願いいたします。

13番、笹野君。

13番笹野康男君 この陳情書、庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘とか配達、集金等を自粛するように求める陳情書、こういう陳情でありますけれども、これを読んでおりますと、やはりなるほどなという感じがいたして、やはりいくら政党新聞といえども自由ということもあります。購読に関しては自由だよと、販売してはならないよと、政治的活動も許される範疇だよと、こういうことは言われるんですけども、実際問題が今の現状の中で、全国的にこの問題が言われておるようになってきました。

では幸田町はどうだという問題でありますけれども、幸田町も実際問題は、購読をされているようであります。特に役職等の関係の職員に関しては、ということを知っております。

これは、率先的に職員自身が読みたいから売ってくれやと、こういうふうにおっしゃっておられるのか、逆に、無理やり勧誘されているのかという問題等々に関しては、私は正直言ってはっきり分かりません。一部では聞いておりますけれども、やはりなければいけない方がいいという話を聞いております。

そういうことから考えたときに、やはりこの陳情に関しては、ここに書いてあるとおりであります。購読に関しては自由だけれども、やるんだったら自宅でやってくださいよと、庁舎内ではもう遠慮してくださいよと、こういうのが筋じゃないのかなと私は、私個人はそう思っております。

その中で、やはり幸田町の陳情・請願に関しては、採択か不採択か、○か×かという話でありますけれども、原則として、ただ一点、申合わせといいますか、の中には、趣旨を採択する趣旨採択という項目もあるということでもあります。ですから私はこの趣旨に関しては、僕はいいいじゃないのかなというふうに思っています。

まだしっかりした情報等々は、私、まだ調べておりませんので何とも言えませんけれども、今現状を踏まえたときには、やはり庁舎内での販売等々に関しては、やはり自粛してほしいなということから、趣旨に賛同をしたいと。

だから趣旨で採択をしていきたいなというふうに私は思っておりますけれども、委員の皆さん、どういうふうに考えられるか、いろいろ出していただきたいなというふうに思っております。

委員長 12番、水野君。

12番水野千代子君 私もこれを読ませていただいて、政党新聞の機関紙と、勧誘・配達・集金を庁舎内でやるということで、実際、私もじゃあ1回もやったことないかと言われると、私も過去に何年か、2年か3年ぐらい前にやったことはないことはありません。

だけど細かく、自宅へ入れてくださいという方は自宅へ入れさせていただいたんですが、ここで集金をとられた方は、中でちょっともらっても1回しか集金はしないようお願いをして、なるべく時間を少なくして一生懸命やらせてもらったことは、ないことはないです、本当のこと言って。しかしずっと取ってもらうだとか、たくさんの人に取ってもらうだとか、そういうことは私は1回もしたことがありません。

これを読んでみて陳情項目を見てみると、本当に、この勧誘も配達も集金も、全部こ

の中で行われていると。それで職員に対する、言われれば断れない立場の人たちが多いのかなというふうに理解をさせていただきます。また、この項目の中の4番目でも、実態がないかを確認調査してくださいという項目もあります。

しかしこれをやろうというのはなかなか難しいのかなというふうに思っております。個々に聞けば、大変困ってるだとかということは聞きます。しかし、実際調査ということになると、これはちょっと難しいのかなというふうに思います。

あと、この陳情者側から頂いたこの資料ですね、資料も読まさせていただきました。本当に調査をして、こういうことをやったということも、いろいろ各自治体では出ているわけですが、それも現状、幸田町ではちょっと難しいのかなと私は理解させていただきます。

そういう意味で、先ほど笹野委員が言われましたように、議会の意思決定というのは本当、採択か不採択しかないわけですが、この陳情の願意については本当に十分理解することができます。

過去にもたしか、10年ぐらい前からちょっと前後分かりませんが、この同じような趣旨のチラシが一回入ったことがあるんですね。こういうことをやってるから何とかしてくれっていうチラシが、全戸配布用で入ったのか、ちょっとどういうふうで入ったかちょっと分かりませんが、そのときも大きな字で書いてあって、見たこと、読んだことがございます。

ということは、もう過去からこういう問題が起きていたのかなというのは思いますので、やはり私はこれは、提出者の願意はくみ取らせていただいて、今、笹野委員が言われましたように、趣旨の採択は私は必要ではないのかなというふうに思いますので、私はそのような方向性での気持ちを持っております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

3番、都築君。

3番都築幸夫君 私もこれ読んでみたわけですけども、先ほど笹野委員が言われたように、陳情①ですかね、個人の情報とか、普通にその許可で入って、という行動である、そういった勧誘とか、そういったことを行わないようにしてほしいということについて、こういった陳情の趣旨には賛同するものでありまして、私もこの陳情については、趣旨採択が妥当ではないかなというふうに考えます。

以上です。

委員長 4番、鈴木君。

4番鈴木久夫君 この陳情に関しては、内容的に幸田町役場の中の実態というのは、詳細を把握しておるわけではないので、趣旨的な内容を採択するということで賛成であります。

それで自分の経験からすると、100%この書かれたような内容で、職員が政党機関紙を取っておるということでもなく、一部は進んで取っておる職員も、当然おります。ですので、ゼロか100かのことではないので、非常にここはデリケートな問題かなと思います。

それで、ここで書かれておるように、庁舎内管理規則に触れるようなことがあるとしたらそれはだめであって、やはり規則を遵守していただく基本をベースにしてやっていただくということで、要するに趣旨採択の方向でいていただきたいと思います。以上です。

委員長 ほかに。

2番、石原君。

2番石原昇君 私も皆さんの言うとおりに、この文章だけだとなかなか判断しにくい部分もあります。それは実際、今幸田町の庁舎の中でも、どなたの方が購入しておったり、それが半強制的だかどうかというのは一切分からないので、皆さんの言うとおりに、趣旨採択がよろしいんじゃないかなと思います。

以上です。

委員長 副委員長。

副委員長 僕も皆さん方の意見と同じですけれども、常識的に仕事の中に入り込んで、いろんな、本来の処分と違うようなことをさせるということは、常識的に控えていただきたいというのが私の考えですし、先ほど皆さん言われておりますように、実際私も見たことはないんですけども、そういう場を、そういうことがあるとしたら、ちょっとだめだなと思いますので、まず、その考え方、趣旨を尊重して、趣旨採択のほうで、まずいくべきだなというふうに思いました。

以上です。

委員長 13番、笹野君。

13番笹野康男君 私も皆さんの言うとおりに、個々に調べたわけではありませんので、その4番目の関係で非常につらい部分があるわけでありましてけれども、ただ言われるように、党の機関紙を読んでいただくことは、そんな悪くはないわけでありまして。

そういうことで、それが無理やりか進んでかと、こういう話のことでありますので、非常に難しい。ただ一点、今、副委員長が言われたとおりに、庁舎内の中で、仕事中心かそういう部分でも、万が一そういうことがあったとすれば、これはあまり良くないなど。それと同時に、カウンターの中へ入って配るということも、これもあまり良くないなという感じがいたしております。

そういうことから踏まえると、やはり一遍原点に戻っていただいて、この内容について、個々に自宅で読むと、庁舎内で政治活動やっちゃいかんと、こういう話ではないわけでありましてけれども、やはり控えるべきところはやはり控えていただくような体制を取らないといけないのかなという感じがします。

過去にも、要するに生命保険の会社の関係もありました。それは休憩中でやってみえる、今現在は、という話でありますので、そこらの点も踏まえて、やはりそういう自粛するところは自粛していただく。やはり皆さんが嫌がることはせんほうがいいんじゃないのかなという感じがします。

それと、やはり議員がそういう話をするに対しては、圧力はかけてないんですけども、実際はかかっちゃうような状態に私はなると思います。我々がそれぞれの所管事務を話すときでも、高飛車で聞こえちゃう場合もあるかもしれません。そういう

ことをやはり避けるべきだなというふうに、私自身も思っておりますので、そういうことはやはり自粛しながら、いい形での機関紙の購読をしていただくような体制を取ってほしいなというふうに私は思っております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第1号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情を、趣旨採択するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、陳情第1号は、趣旨採択すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

本日の委員会の審査結果報告書の作成については、私に御一任いただきたいと思います。

以上で、総務教育委員会を閉会といたします。

閉会 午前10時10分

委員長 熱心に御審議いただき、ありがとうございました

これにて散会といたします。

どうもお疲れさまでした。

閉会 午前10時11分

この記録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

令和5年3月17日

総務教育委員会
委員長